

令和5年度

西空知広域水道事業会計

決算審査意見書

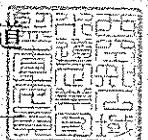
西空知広域水道企業団
監査委員

西空知水道監査第8号
令和6年7月25日

西空知広域水道企業団
企業長 谷 口 秀 樹 様

西空知広域水道企業団監査委員 岩 井 良 道

西空知広域水道企業団監査委員 木 村 幸



令和5年度西空知広域水道事業会計決算審査意見書の提出について

令和6年7月16日付け西空知水道第132号により、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された令和5年度西空知広域水道事業会計の決算を審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出する。

令和5年度西空知広域水道事業会計決算審査意見書

1 審査対象

令和5年度西空知広域水道事業会計決算

2 審査の期日

令和6年7月25日（木）

3 審査の方法

地方公営企業法第30条第9項の規定による決算書類及び同法施行令第23条の規定に基づく決算附属書類につき、証書類その他会計書類等と照合し、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則の趣旨に従っているか否か、内容について資料と説明を求めて審査をした。

4 審査の結果

審査に付された、令和5年度西空知広域水道事業会計の決算書類及び決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数も正確で経営状況及び財政状況が適正に表示されているものと認めた。

また、予算の執行状況は概ね所期の目的に従って執行され、運営は公営企業本来の目的である公共の福祉を増進することに配慮して行われているものと認めた。

5 審査の概要

（1）収益的収入及び支出

収入では、予算額402,502,000円に対し、決算額405,424,662円（執行率100.7%）で2,922,662円の増となっている。内訳は、営業収益で2,896,090円の増、営業外収益では31,572円の増、特別利益で5,000円の減である。

支出では、予算額380,001,000円に対し、決算額は366,551,024円となり（執行率96.5%）13,449,976円の不用額が生じている。内訳は、営業費用11,444,976円、特別損益5,000円、予備費2,000,000円である。

その結果、29,579,187円の純利益となっている。

（2）資本的収入及び支出

収入は、予算額49,143,000円に対し、決算額は49,143,538円で、ほぼ100%の執行となっている。

支出は、予算額248,717,000円に対し、決算額246,641,585円で、（執行率99.2%）で2,075,415円の不用額が生じている。不用額の主な内訳は、建設改良費2,074,615円で工事請負費の執行残である。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額197,498,047円は、過年度損益勘定留保資金189,549,747円及び当年度消費税等資本的収支調整額7,948,300円をもって補填し、収支均衡させて決算としている。

また、計画した事業は全て完了している。

6 むすび

当年度の経営状況は、収益的収支（税抜き）において、総収益は378,868,822円で、他会計繰入金及び現金支出の伴わない長期前受金が前年度に比較し減少したことなどから、対前年比94.8%となっている。

総費用は349,289,635円で前年度と比較し28,606,612円減少しており、その内訳は人件費、減価償却費などとなっている。

以上のことから、当年度純利益は29,579,187円となった。

将来に向けての投資については、西空知浄水場のシーケンサー装置の更新を行うとともに、老朽管の更新は、新十津川町の町道上総進西6線で210.1m、雨竜町は町道基線の洲本ポンプ場より496.2mを更新した。これにより整備済総延長は11,515.6m（進捗率59.6%）となり、計画に基づき進められている。

今後も水道経営を維持してゆくため、老朽している機器の更新並びに老朽管の更新など計画的に事業を取り組まなければならないが、人口減少による料金収入の落込みと電気料金の値上げなど、今後も経営に及ぼす影響を注視していく必要がある。

については、次の事項に留意され効率的・計画的運営のもと長期的な安定経営に努め、安全、安心、低廉で美味しい水の安定供給ができるように、今後とも努力されることを望むものである。

- (1) 人口の減少や少子高齢化などの人口構成の変化、節水型社会への移行により水需要の伸びは期待できないことから、健全経営の維持を基本として効率的・計画的な経営の維持に努められたい。
- (2) 各施設の長期延命化を図りながら、高有収率を維持し地域住民への安定給水に努められたい。
- (3) 水道料金の滞納者が若干いることと、新たな未納件数の増加を防ぐため、その未納者の状況に応じた納入指導を行い、引き続き収納確保に努められたい。

令和6年7月25日

西空知広域水道企業団監査委員 岩井 良道



西空知広域水道企業団監査委員 木村 幸一

